

申請における注意点！

★以下に、申請時に事業者様が間違えやすい点をピックアップしておきます。定期申請を行う際に、参考にしてください。

◎提出書類等関係

①履歴事項全部証明書（いわゆる商業登記簿謄本）、消費税及び地方消費税納税証明書、法人事業税・個人事業税納税証明書、身分証明書、建設業退職金共済制度（いわゆる建退共）加入証明書、建設業労働災害防止協会（いわゆる建災防）加入証明書、横浜保護観察所発行の証明書は必ず原本を送って下さい！コピーでは受け付けられません！

②法人事業税・個人事業税の納税証明書は、各都道府県の機関である「都税事務所」「県税事務所」「府税事務所」などで発行されます！国の機関である「税務署」では発行されません！なお、法人事業税の納税証明書と法人税の納税証明書は全く異なりますのでご注意ください！法人税の納税証明書は不要です！

③ 役員名簿の提出は、エクセルファイルで作成していただいた名簿を、インターネット上でシステムにアップするものです！印刷して提出する必要はありません！また、県指定の様式に入力していただく必要があります！下記のURLにおいて、様式のダウンロードと記入後のアップロードをすることが可能です（様式はページの一番下にあります）。

役員名簿をアップロードするURL

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/profile/userLogin_initDisplay.action?nextURL=CqTLFd04vob0iz02n11%2B7u3BB%2BFN7Gi4KMXGdBKterQfdrrJ0c3uG49wiM9ZpSVrEPgn8SiNxXGv%OD%OA1FXxyDAFyYzNn0oECHrefqLsJJ0%2B9F0i9BSGXFz2K%2FSjmsCR1LNkmZPtQEL5rzs%3DGk7i5Ggvsuo%3D%OD%OA

④ 工事申請者の方は、令和3・4年度定期申請から、資本関係又は人的関係情報の提出が必須となりました。資本関係又は人的関係情報の提出は、エクセルファイルで作成していただいた情報を、インターネット上でシステムにアップするものです！印刷して提出する必要はありません！また、県指定の様式に入力していただく必要があります！下記のURLにおいて、様式のダウンロードと記入後のアップロードをすることが可能です（様式はページの一番下にあります）。

資本関係又は人的関係情報をアップロードするURL

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=8538

◎入力関係

①法人の皆さんは、必ず法人番号を入力してください！法人番号は、国税庁から郵送された法人番号指定通知書に記載されている13桁の数字です！なお、個人事業主の方は絶対に個人のマイナンバーを入力しないでください！個人事業主の方は、法人番号の入力は不要です！

②組織称号のフリガナは不要です。つまり、「(株)県庁商事」であればフリガナは「ケンチョウショウジ」だけで結構です！「カブシキガイシャ」は不要です！

③住所の番地などは数字で入力してください！つまり、「横浜市中区〇〇町一丁目一番地一号」では無く、「横浜市中区〇〇町1-1-1」と記入してください！なお、数字やハイフンは全て全角で入力してください！

④申請者メールアドレスは必ず入力してください！認定通知やお知らせのメールが届かないことがあります！

⑤消費税込みで損益計算書を作られている方は、必ず税抜きの金額を入力してください！

⑥工事申請者の方は、令和3・4年度定期申請については、新型コロナウイルス感染症に係る経営事項審査の受審の特例により、経営事項審査の審査基準日が平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日以降であれば申請可能とします（有効期限が令和3年1月31日まで延長）。審査基準日が、申請日からさかのぼって1年7ヵ月より前となる場合は、申請方法が通常と異なりますので、事前に神奈川県建設業課（045-313-0722）に連絡をしてください。

ただし、評点算出は令和3年2月に実施し、審査基準日が令和元年5月1日から令和2年12月1日までの間の最新の経営事項審査結果を用いますので、原則として、令和2年中にこの期間の経営事項審査結果を取得する必要があります（有効な経営事項審査結果を取得しない限り認定不可）。

現在、経営事項審査の結果通知は、書類等の收受日から 60 日程度かかりますので、特例が適用されている方や、最新結果の反映を希望する方は、令和 2 年 10 月までに申請をお願いします。

◎その他

・ 認定番号ごとの申請日の指定について

資格申請システムへのアクセスが集中することにより、つながりにくくなることを避けるため、できるだけ、下記の認定番号ごとに指定された期間内に申請データの送信作業を行ってください。

資格申請システムへのログインの際には、本 I D（認定番号）とパスワードが必要となります。

本 I D と初期パスワードは、初めて本システムから競争入札参加資格認定申請を行い、資格を認定された際の「競争入札参加資格認定通知書」に記載してあります。手続開始前に必ず確認してください。

申請期間の一覧表

10月 1日～10月 7日	100001～104500
10月 8日～10月14日	104501～109000
10月15日～10月21日	109001～113500
10月22日～10月28日	113501～121500
10月29日～11月 5日	121501～128000
11月 6日～11月12日	128001以降の方

- ※ 表に示す申請期間中に作業を行えない場合は、申請期限までのご都合のよい時に作業を行ってください。
- ※ 申請期限の間際になると、資格申請システムへのアクセスが集中することにより、つながりにくくなることがあるので、ご協力をお願いします。